

白石博男氏

「郡上郷土史考」

山石田書院より

## 第二章 郡上東氏と遠藤氏

### 承久の乱と山田庄

(一)  
下総国東庄しもとくにとうのしょうの領主であった東胤行たひゆきが、美濃国郡上郡山田庄地頭職を加領された年代については、承久年間(一二二九―一二三二)であることは確実であるが、承久何年であるのかは、従来必ずしも判然としていない。

【郡上八幡町史】は、

「東胤行は承久二年に勲功によって郡上郡山田庄を加領され、長子の行氏を同地に赴任させた」(一〇

一頁)「承久二年、文武にすぐれた胤行は山田庄を与えられ」(一〇二頁)

と二箇所にわたって、承久二年という年代を採用している。

【郡上郡史】は、承久の乱(承久三年)の記述の後に、本補地頭と新補地頭を承久の乱を境として定義したあとに、

「東胤行、此の時更に本郡山田庄を加領し」(四七頁)

とのべているので、承久三年説に従っているようでもあるが、あいまいであつて、一方では、斎藤妙椿の篠脇城占領の一件の際の「鎌倉大草紙」の記事に従つた箇所で、

「此所は常縁が先祖中務入道素還承久二年初て拝領の旧地なり」

という東常縁の言を引用している。河村定芳「東常縁」は、やはり「鎌倉大草紙」に従つて、承久二年と記している。「濃飛両国通史」は、承久の乱の項で、

「承久三年郡上山田庄を賜ひ」

とのべている。「岐阜県史(通史編、中世)」においても、美濃国の諸武士を取り上げた中の東氏についての記述の中で、承久三年と記し(六四頁)、山田庄の記述でも同じく承久三年と記している(二六四頁)にもかかわらず、他の箇所では(二二〇頁)承久二年と記し、東常縁の箇所でも、前記の常縁の言を用いて、承久二年と記し、また一方東家の歌道の箇所では、承久年中と記している。各項の執筆者が異なるとはいえ、同一書物の中でも、このように相異なる年代が記してあるのである。

「濃北一覽」は、

「承久元年、東常縁六男胤頼東六郎大夫郡上へ左遷ヲ蒙り、右長男中務入道胤行下総国香取東庄ヨリ美濃国郡上山田庄ヲ賜ヘリ」

とのべているが、胤頼が郡上へ左遷されたという記述は、それを胤行のことと解しても了解しがたく、この点については、「郡上郡史」の

「郡上旧記に胤行東庄より本郡に所領を移されたりと記すも、東家の本領は依然東庄にありて、此の時更に山田庄を加領したりとなすを正とす」

という普通の考察に従つておくが、年代については、承久元年(一二一九)とあるのが注目される。同じく「濃北一覽」に、「鎌倉大草紙」に曰く」として、例のごとく常縁の言の中の「承久二年」の記述があるが、同書の東家系譜の項では、

「郡上へ来り玉フ年代不分明」承久元年(文暦・文永)迄ノ書アレドモ、彼レ是レ引合セ、歴代ヲ考フルニ承久元年ト相見ユ」

とある。

なお承久二年説の原史料である「鎌倉大草紙」を「群書類従」(卷三八二)でひもとくと、やはり常縁の言として、承久二年という年代が明記されている。そしておそらくそれを材料にしたと思われる東家系図(「群書類従」卷一四四)の中の常縁の項に、

「総州東莊三十三郷並美濃国郡上郡、承久二年ヨリ至文明無中絶相統」

とある。以上のごとく、東胤行の山田庄加領については、承久元年、承久二年、承久三年の三説があり、それらが諸書に混用されていて、統一がない状態である。

## (二)

ところで、東氏の山田庄加領の年代が、承久何年のことであるかということは、単に年代の一年や二年のちがいでという細かい問題ではなく、非常に重大な問題に関係してくるのである。すなわち、承久三年(一二二二)に起こったいわゆる承久の乱との関係である。周知のように、鎌倉幕府は承久の乱後、

後鳥羽院方に加担した公家・武士の所領約三千箇所を没収し、戦功のあった武士を地頭職（新補地頭）に補任したのであるが、東胤行への郡上山田庄加領が、果たしてこの時の、いわゆる承久新補の地頭であったか否かの問題なのである。山田庄加領が承久三年ならば、承久新補の地頭なのであるが、承久元年や承久二年ならば、承久の乱と全く無関係になるのである。

それでは、この三つの年代のうち、どの年代が正しいのであろうか。結論的に言えば、私はやはり承久三年が正しいと思う。承久の乱前後の山田庄周辺の動向をさぐる中で、以下若干の考察を試みたい。中世における美濃国の動向をかなり詳しくあつかっている『岐阜県史（通史編、中世）』を中心にして、承久の乱前後の美濃国の状態をみてみよう。

承久の乱までは、美濃国に対する鎌倉幕府の支配は確固たるものでなく、美濃国は院の分国として、院の御領、国衙領、社寺領、公家の荘園等が散在していた。承久の乱に際して、西軍に参加した美濃兵は甚だ多かったが、これは院の御領や公家の荘園が多かったためであろう。幕府側に味方したものは、東濃の遠山一族のもの、郡上の鷲見氏だけだったかもしれないと『岐阜県史』は言っている。承久の乱後、官軍で地を失ったもの、美濃・尾張で最も多しと『沙石集』にもあり、これは、美濃の守護職が大内惟義・惟信に伝えられ、惟信が承久の乱に院方についていたこと、皇室領が多く存在したことなどによるものであろう。

ところで郡上郡山田庄も、このころ、皇室領荘園の一つであった。『岐阜県史』の皇室領荘園についての記述の中で、次のような注目すべき説明がある。

「山田庄。さきの大樽荘と同じ宣陽門院新御領の一つで、鎌倉初期、上保、下保に分かれていた。こ

の荘には承久三年に千葉常胤の曾孫、東中務丞胤行が地頭職に補任されたといわれる（系図纂要）。

その継承した所職は明らかでないが、胤行は承久新補の地頭だったのであり」

これは、網野善彦氏（名大助教授）が、宣陽門院側の目録などの根本史料を材料に記述した労作の一部であって、従来ほとんど不明であった郡上山田庄について、中央史料から明らかにしているのである。山田庄は、皇室領荘園のうち、鳥羽天皇の皇女で後白河天皇の准母とされた上西門院の所領で、後白河院の皇女たる宣陽門院に進められた新御領といわれる荘園群の一つであったのである。なお、帝室林野局「御料地史稿」の上西門院領表の中に、

「美濃山田庄 上保 島田文書

下保

同 大樽庄 同 「」

とあり、島田文書によって、山田庄が上西門院領の一つであったことを知らせてくれる。

一般に皇室領荘園は美濃国には特に多く、これは美濃国が院の分国であったことと関係があると思われるが、個々の荘園が皇室領となった事情はほとんど明らかにしえない。ただ、もとの国衙領とか国衙と関係深い所領が若干見出されることに注目すべきであるとされている点から、皇室領荘園になる前の山田庄は、おそらく国衙領であったのであろう。

さてこのように山田庄が宣陽門院新御領であったということは、他の院の御領や公家の荘園と同じく、承久の乱の際の没収地であった可能性をきわめて大きくする。実際、承久の乱以前において、下総国に本領を有する東胤行を、遠く離れた美濃国山田庄の地頭に補任したと考えることは、山田庄が皇室領荘

園であったことと幕府の美濃国における力関係からみても、非常に無理があり、かかる補任は、承久の乱における大量の没収地の出現によってはじめて可能であったと言えるのである。

美濃における承久の乱の際の論功行賞による新恩給付の例は、東氏のほかにもかなりある。石川光義が市橋莊地頭職を、里見義道が円教寺地頭職を、八田有知は伊自良の地を、片桐長寄は彦次郷を、大沢重道は加茂郡大沢郷を、それぞれ賜っている。ほかに、西部荘において、

「おそらく下司であった弥四郎兵衛尉貞房が京方に加担し、乱後下司職を没収されて、その跡に長井時広が地頭職として補任されたもの」(「岐阜県史」)  
と推定している事例もある。

前掲網野氏の山田庄についての記述もはつきりと承久三年を示し、東胤行を「承久新補の地頭」としているのであって、かくのごとき承久の乱前後の美濃国全体の動向からみても、東胤行の山田庄加領が承久三年であり、それが承久の乱の勲功による新補地頭としてであったことは、ほぼ決定的であるといえよう。

その場合、承久二年説の根源となったと思われる「鎌倉大草紙」の中の常縁の言が承久二年となっていることについては、「鎌倉大草紙」そのものの年代の誤りと考えざるをえないのである。

### (三)

以上のように、承久の乱によって東胤行が郡上郡山田庄を加領されたと考えた場合、それでは承久の乱によって没収される前の山田庄の在地領主はだれであったかという難問にぶつかる。これについて若

干考えてみよう。

承久の乱直前の山田庄は、前述のように宣陽門院新御領であったわけであって、問題はその下司(莊官)として山田庄を支配した在地領主はだれであったかということである。山田庄に地頭がいたということはおそらくあり得ず(この頃幕府が地頭を補任できる領分はきわめて限定されていた)、下司(莊官)として存在していたと考えるのが妥当である。そしてその在地領主が、承久の乱において京方に加担したものと考えられるのである。

そこで、承久の乱において、西軍の中心的武士として活躍した山田次郎重忠に注目したい。故平塚正雄氏は「濃飛史譚」(一九六七刊)の承久の乱の記述の中で、西軍に属した美濃の武人を挙げているが、その筆頭にずばりと、

「山田次郎重忠、承久記に尾張国の住人となるのは誤りで、美濃国郡上郡山田庄の領主で、美濃源氏佐渡前司重家五代の孫山田重満の男である」

とのべ、さらに東胤行が「承久の軍功によって山田重忠の所領山田庄を拝領」したことをのべている。平塚氏がいかなる史料に基づいたのかについては残念ながら記していないが、郡上郡山田庄は山田次郎重忠の所領であったと断定してあるわけで、まことに注目し値する。

「濃飛両国通史」によると、山田重忠の一門で西軍に属して戦死した者に、重忠のほか、その子重継がある。重継の子兼隆は一四歳のため越後に流されたがのちに赦され、のち津保山入道といった。従弟に重朝、重村・重慶兄弟および小島重茂(岩滝郷の本主)があった。重茂の甥重継、重通などは自殺した。同族である東則武郷の木田氏である重国、重知および重季も殺された。

私は、少なくとも山田庄と山田次郎重忠の間には何らかの関係があり、山田重忠そのものが山田庄領主であったか、あるいはそうでない場合にも少なくともその一族の中に、山田庄領主がいたのではないかと思う。

山田一族を考える場合、前記のごとく西軍に加わって没落した山田一族は多いのであるが、その中で重忠の従弟小島重茂に注目したい。小島重茂は「尊卑分脈」に、「小島三郎重茂美濃国岩滝郷本主承久京方被討了」とある人物で、承久の乱で西軍に加わって征討されたことがわかるが、この人物について、「鷲見家譜」に、

「群上太郎重保重申状如件、停止小島三郎濫防、儘可令安堵之旨、先度下知了、而猶不承引□何様事哉、早糾廻損物、如本可令安堵其身之由、可令下知仰之状如件

三月十五日 御書判

遠江守殿

とあり、小島三郎が、鷲見郷の地頭重保のとき鷲見氏と所領争いをし、幕府の安堵状で鷲見重保が鷲見郷を確保したことがわかる。これについては従来は「如何なる理由か不明であるが」（「岐阜県史」とあるように、岩滝郷（各務郡）の領主である小島重茂が、何故鷲見郷まで手をのばしたかは説明されていないが、山田一族である小島重茂が、郡上郡山田庄に何らかの形で所領を有していたとすれば（あるいは小島重茂が山田庄領主たる従弟山田重忠を援助する形である場合も考えられる）、山田庄が鷲見郷と境を接していただけに（というよりも「岐阜県史」も言うように「鷲見郷は山田庄の一部分であった」と考えた方がよからう）、このことは理解できるのである。

かくして私は、承久の乱以前の山田庄領主は、山田次郎重忠あるいはその一族（その一例としての小島重茂）であったのではないかと推定するのである。

#### (四)

承久の乱以前の山田庄領主たる可能性を有する人物として、前記山田重忠のほか、美濃源氏の一族のうち、佐竹秀義があげられる。

「濃北一覽」に、

「建久年中佐竹藏人山田庄ヲ賜ハリ、尾崎山尾壺洞ニ一城ヲ構ヘテ領ス」

とあり、これは、佐竹系図（「群書類従」続巻一一九）の中の次のごとき史料に依拠しているものと思われる（「尊卑分脈」系図も同様）。

「秀康。母戸村小三郎藤原能通女。文治五年七月廿一日頼朝奉命追伐之時。始テ宇治宮小田橋ニ於テ頼朝二見ユ。秀康ノ旗頼朝ノハタニ同ジキニヨリ。五骨ノ日丸ノ扇ヲハタニ結付テ。代々ノ家紋トナル。美濃山田郷地頭職始テ拝領ス。嘉禄元年十二月十八日七十五卒。法号秀山蓮義」

問題は、右史料中の「美濃山田郷」が、郡上郡山田庄であるか否かである。「濃北一覽」は、山田郷を郡上郡山田庄であるとしているが、「濃飛西国通史」は武儀郡倉知村西部の山田であろうとし、「岐阜県史」は「山田郷は山口郷の誤り」（のちに建武年間に佐竹氏の一族が山口郷東西、上有知荘をもらっていることなどから）としている。

天保年間に書かれた「新撰美濃志」の武儀郡の中の山田村の項に、

「山田村は倉知の西の方津保川の向にあり、……『吾妻鏡』に「寛元三年五月七日庚子就懸物年紀被付美濃国芥見庄於山田郷、可為万年入道御使之由云々」と見えし山田郷はここなり。……『佐竹別当秀義』はこの地頭にて近きあたりに住みしにや、分脈系譜に、「新羅三郎義光四代の孫佐竹常陸介隆義子秀義佐竹別当美乃国山田郷地頭職始而拝領」と見えたり」

とあり、山田郷を倉知の西部の山田（現関市）に比定している。「濃飛両国通史」の比定と同じ場所である。

さてこの「山田郷」は、右の『新撰美濃志』引用の『吾妻鏡』の記述によって、芥見庄に近接していることがわかるが、現在も芥見の地とこの山田（現関市）が近接していることからいっても、私は佐竹秀義が地頭に補任された「山田郷」は、郡上郡山田庄とは無関係の、関市の山田の地（以前は武儀郡）であることは明らかであると思う。

のちにこの佐竹氏の子孫が、この山田の近くである上有知（現美濃市）を領していることからみても、そのことは間違いないと思う。山田郷と山田庄という名称の相違もやはり軽視できない。承久の乱を境に「郷」が「庄」になるという歴史的理由は全くないのである。

以上のごとく、佐竹秀義は、郡上郡山田庄の領主とは考えることが出来ないものであって、やはり前述のごとく、承久の乱以前の山田庄領主は、現在のところ、承久の乱で西軍に加担して没した山田重忠あるいはその一族であったという可能性が大きいのである。

## 追記

## 千葉県東庄町のこと

この原稿を書いたから約一か月後、上京のついでに千葉県成東町の友人宅を訪れた時、私は、たまたま下総東氏の本拠地である東庄（現在香取郡東庄町）を訪れる機会を持った。八月三日、九十九里浜から犬吠埼あたりを友人の車で案内してもらった時、かなりまわり道だったが、友人に頼んで東庄町へ回ってもらったのである。下総東氏の故地がどういう土地か、以前から一度行ってみたいものだと思っていたし、またこの原稿を書いた後だったので、東庄町の町史あるいはそれに類するものが出されていたら手に入れたいものだ、ひよっとして問題の東氏郡上加領の年代についてのヒントなども与えられるかも知れない、という淡い期待もあった。

銚子から利根川沿いに二〇キロ余りさかのぼったところが東庄町であった。田園と街道沿いの町並みの続く、かなり長細い感じの町であった。ちよつとした公園があり、そこに町役場があった。

淡い期待は簡単に裏切られた。町史も刊行されていないし、地方史についての小冊子なども全くないとのことだった。せめてもということでも町政要覧（簡単な）をもらった。公園の一角に公民館があったので、そこでもいろいろたずねてみたが、「そのうちに町史の編集も始めたいが、今のところ計画はない」というような話であった。ただ、東氏が岐阜県へ行ったような話は聞いている。しかしそういう史料はない、とのことだった。

この公園は、天保水滸伝ゆかりの地であり、役場の裏側に天保水滸伝遺品館があった。天保一五年にこの大利根河原で決闘がおこなわれ、平手造酒もこの時死んだ。近くの延命寺という寺に平手造酒や笹



川繁藏、勢力富五郎などの碑があった。東庄町は、わが東氏によってよりも、天保水滸伝によって名を知られているようだった。

しかし町政要覧には、

「昭和三〇年七月二〇日、神代村・笹川町・橘村・東城村の一町三村を廃して、古くから東氏の荘園（東荘）があったところから東庄の名をとり東庄町を設置した」

とあり、各旧町村の説明にも「東胤頼東荘三三郷の領主となり」とか、「天正一八年千葉氏滅亡の後東氏もほろびて総房諸州は徳川氏の領するところとなった」などと、若干の歴史的説明があるのを読んで、わずかに東氏ゆかりの地にいる実感を味わったのである。

東庄町は、人口一万五二五九人、農業世帯数六八%、有線放送加入戸数二二六二戸、中学校四校、小学校六校、銀行一、農協四、一般会計予算約三億三六〇〇万円、というような町であった。

（郡上史談会「郡上史談」第三号、一九七〇）

## 東氏の郡上加領の年代

### (一)

源頼朝第一の家来ともいわれた千葉常胤の六男胤頼が、下総国香取郡東庄の領主となった時から、東氏の歴史が始まる。初代胤頼に次いで、その子重胤が二代、続いて重胤の子胤行が三代である。そしてこの東胤行が、鎌倉幕府によって美濃国郡上郡山田庄を加領されて来治したことにより、郡上東氏三三〇年の歴史が始まるのである。以後、郡上東氏は山田庄の領主として、郡上郡の中世史を貫く大黒柱となった。昭和五五年度から郡上郡大和村内で東氏居館跡の発掘が始められ、古今伝授に示されるように、武家歌人として日本文化の伝統を郡上の地で守り伝えた郡上東氏への興味はいよいよ増している。

ところでこの郡上東氏については、いろいろと不明な点、問題点がある。それらの中で、東氏の郡上加領の年代についての問題点を取り上げ、東胤行の山田庄加領と承久の乱との関係などについて考察してみたい。

### (二)

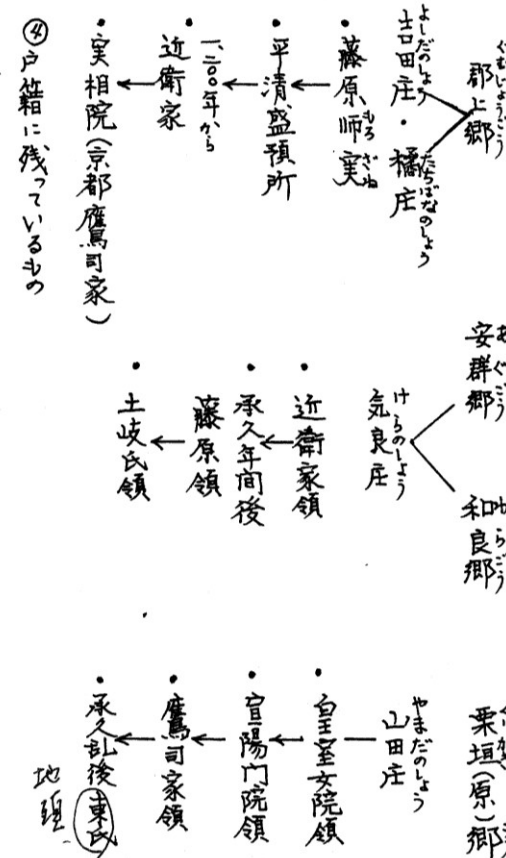
下総国東庄の領主であり、千葉氏の一族として鎌倉幕府の有力御家人であった東胤行が、幕府によって山田庄を加領された年代については、諸史料の記述はまちまちであって、承久年中、承久元年、承久二年、承久三年、承久以外と大別五種の諸説がある。

古代の記録にあらわれている郡上

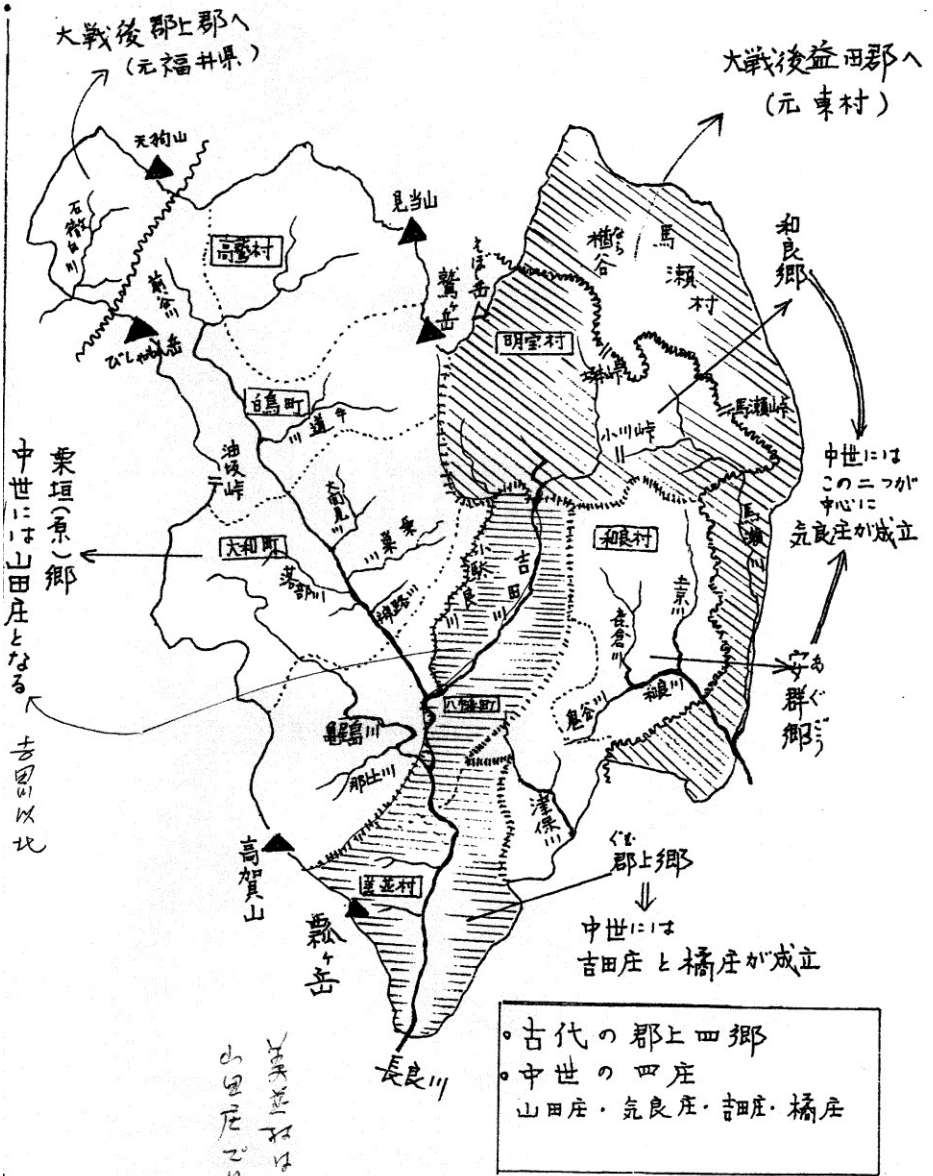
① 天平一九年(七四七)奈良の大安寺領大島野ニ。町

② 齊衡二年(八五五)武義(儀)より独立

③ 和名抄 (高山寺本)に郡上四郷と記録されている



大室二年(七〇三)正倉院に残簡がある。  
郡上里戸主君子部……大百部伊須伎……



古代の郡上四郷  
中世の四庄  
山田庄・氣良庄・吉田・橋庄

中世には山田庄となる  
去留以北

山田庄は  
白鳥庄に  
なるとい  
う

佐藤とき子作

④ 美濃神名帳 936年 990年

- 郡上七座
- 小白山明神(白山長滝神社)
- 雄角明神(粥川星宮付述)
- 白鳥明神(現白鳥神社)
- 國津明神(和良くすの宮)
- 抗本明神(美並 現)
- 大原明神(西ノ原白山神社)
- 郡明神(大和七代天神社)
- 駿馬天神の記録あり。